

平成29年9月1日

厚生保健委員会

福祉総務課

平成29年（行ウ）第8号 行政処分取消等請求事件の判決について

1 概要

C氏は、処分庁である中区福祉事務所において生活保護を受給していたが、平成22年8月の調査により、平成20年9月から平成22年6月までの間にC氏に対する収入が342万4,500円あったことが判明した。中区福祉事務所は、それらの収入が未申告であったことから、その内容についてC氏に事実確認し、平成23年3月30日付けで生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収の決定処分をした。（以下「本処分」という。）

決定処分の後、中区福祉事務所はC氏に対し債権管理を行っていたが、C氏は平成29年3月8日に本処分を不服とし、本処分の取り消し及び損害賠償を求め、静岡地方裁判所に浜松市を被告として訴状を提出した。平成29年8月4日、静岡地方裁判所はC氏の訴えを却下及び棄却したものである。

- | | | | | |
|-----|---|---|-------------|---------------|
| (1) | 原 | 告 | 静岡県浜松市中区 | C氏 |
| (2) | 被 | 告 | 浜松市 | |
| (3) | 提 | 訴 | 日 | 平成29年 3月 8日 |
| (4) | 事 | 件 | 名 | 行政処分取消等請求事件 |
| (5) | 経 | 緯 | 平成29年 6月 9日 | 第1回口頭弁論 |
| | | | 8月 4日 | 静岡地方裁判所が判決言渡し |

2 判決

主文は以下のとおり。

- 生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収の決定処分の取消を却下する。
- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

※ 判決の主文1は訴状提出前に審査請求を行わなかったためC氏の訴えを却下したものであり、主文2はC氏が求めた損害賠償請求について棄却したものである。

3 今後の対応

上記の判決を受けC氏は平成29年8月16日に東京高等裁判所に控訴した。今後は、C氏が主張する内容について、政策法務課及び弁護士と確認の上、対応していく。

また、本件については、第一号法定受託事務に関する訴訟であるため、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の第6条の2に基づき、訴訟が提起されたことについて法務局を通じて法務大臣に報告したことから、その結果及び控訴されたことについても報告した。

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（抜粋）

第6条の2 行政事件訴訟法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。